

市有建築物耐震化実施計画

平成 28 年 4 月改定



さいたま市

1 計画の目的

さいたま市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第百二十三号）を受け、建築物の地震に対する安全性の確保と向上を図ることとし、平成19年7月に「市有建築物耐震化実施計画」を策定した。昭和56年5月31日以前に建築された避難所、防災上重要な建築物、多数の市民が利用する建築物を対象として、耐震診断を行い、耐震性が不足するものについて改修を行い、平成27年度末での耐震化完了を目標に市有建築物の耐震化を進めてきた。

しかしながら、平成28年度以降も耐震化を進めなければならない市有建築物があることから、引き続き、耐震性が不足する市有建築物の耐震化を図るため「市有建築物耐震化実施計画」を改定し、利用者の安全性の確保だけでなく、災害時の拠点施設として機能を確保するため、市有建築物の耐震化を実施する。

2 計画の対象建築物

避難所、防災上重要な建築物、多数の市民が利用する建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、4 耐震性能の判定で定める耐震性能ランクがランクⅡ又はⅢと判定され、耐震性が確保されていない建築物とする。

なお、個別の施設について、耐震化を別に定める計画がある場合は、本計画の対象建築物に含まない。

3 計画の目標

計画の対象建築物の耐震化を平成32年度末までに完了する。

4 耐震性能の判定

耐震診断で算出される構造耐震指標（ I_s 値）に基づき、表1のとおり3段階のランクに区分する。

表1 耐震性能ランク判定基準

ランク	大地震に対する耐震性能	構造耐震指標 (I s 値)
I	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が確保されている 構造体に部分的に損傷を生じる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性が低い	0.6 以上*
II	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性がやや劣る 倒壊又は崩壊する危険性は、ランクⅢより低い が、地域及び地盤状況によっては、かなりの被害を受けることが想定される	0.30 以上 0.60 未満
III	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が劣る 地域及び地盤状況によっては、倒壊又は崩壊する危険性が高く大きな被害を受けることが想定される	0.30 未満

※ 用途により国からの通知等により別に基準が定められている場合は、その基準以上とする。

5 耐震化の進め方

本計画の対象建築物は、耐震設計、耐震改修を計画的に実施する。

なお、耐震設計、耐震改修を実施せず、施設の利用中止、解体、改築、代替施設の利用等により耐震化を進めることがある。

6 公表

本計画の対象建築物の耐震化状況を年1回更新し公表する。